

施設機能強化推進費加算の対象物品について(令和8年度)

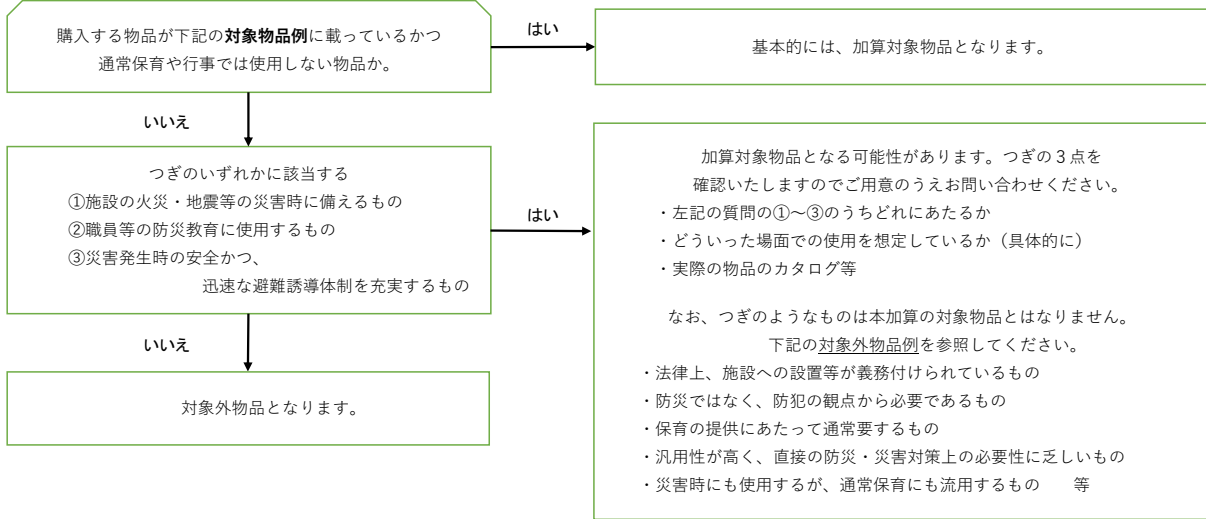
施設機能強化推進費加算とは

施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図る取組を行う施設に加算する

つぎのいずれかに該当する物品(費用)を対象とする

- ①施設の火災・地震等の災害時に備えるもの
- ②職員等の防災教育に使用するもの
- ③災害発生時の安全かつ、迅速な避難誘導体制を充実するもの

対象可否判断フロー



対象物品例	上記①に該当	上記②に該当	上記③に該当	その他	備考
簡易トイレ、携帯トイレ、凝固剤	○				
AED(練習用含む)	○				購入費用またはリース費用
ヘルメット	○				
防災頭巾	○				
非常用持出袋	○				袋単体の場合、防災に特化したものに限る
食糧(災害に特化した非常食、保存水等)	○				ミルクは液体ミルクに限る(備蓄用のみ)
給水バッグ、給水タンク	○				
発電機	○				
蓄電池	○				
ラジオ	○				
懐中電灯、ランタン、投光器	○				
カセットコンロ	○				
使い捨ての食器類	○				使い捨て哺乳瓶も含む
災害用浄水器	○				
防災毛布	○				
防寒シート	○				
カイロ	○				
冷風機	○				手持ち型は対象外
瞬間冷却材	○				
雨具	○				
ゼッケン、ビブス	○				
寝袋(職員用)	○				
救助用工具(ノール等)	○				
災害用簡易テント	○				簡易トイレや着替えスペース等を確保するもの
ブルーシート	○				
防災倉庫・防災棚	○				防災備品専用の倉庫等に限る
防災教本、防災教育DVD		○			
防災研修等の講師への謝礼		○			
訓練用消火器		○			通常の消火器は対象外
心肺蘇生訓練用人形		○			
土嚢、水嚢、止水板			○		
防風ネット			○		
家具転倒防止器具			○		
ガラス飛散防止フィルム			○		
避難車(ノーバンクバギー)			○		ノーバンクタイヤに限る、保護カバーも可
おんぶひも、抱っこひも			○		
担架			○		
幼児用誘導ロープ			○		
避難靴			○		防災シューズや安全靴等、災害に特化したものに限る
避難靴用シューズバッグ			○		
トランシーバー			○		災害に特化したものに限る
拡声機			○		
送料(対象物品を購入したことによる送料に限る)				○	対象外物品を含んだ送料は対象外
対象物品の修理・設置費用				○	避難車のタイヤ交換や防災倉庫の設置工事等
対象物品の動力源				○	ガスボンベや乾電池等

対象外物品例

消防法等により施設に設置が義務付けられているもの	消火器、防災カーテン、火災報知設備 等
防犯上の観点から必要となるもの	さすまた、カラーボール、防犯ブザー 等
実費徴収等により購入しているもの	おもちゃ 等
保育の提供にあたって通常要するもの	救急キット、延長コード、金庫、テレビ、筆記用具 等
汎用性が高く、直接の防災・災害対策上の必要性に乏しいもの	自転車、歯ブラシ 等
使用期限が短く、備蓄品として適さないもの	ウェットティッシュ、使用期限が短い乾電池 等
災害時に使用することが効果的とは認められず、通常保育への流用が懸念されるもの	すのこ、マット、ベビーゲート 等